

必読

暮らしの法律ナビ

No.79 高齢者虐待
防止法の概要

高齢者虐待とは家庭における養護者または施設等の職員による身体的虐待、養護の著しい怠慢、心理的、性的、経済的な虐待とされています。厚生労働省の発表によると年々増加傾向にあり、再発防止にむけた取組の強化が一層必要である旨の発表がされています。法律で国民は虐待を受けた

必要なく、通報者が特定されないように配慮されます。通報を受けた市町村は相談や助言を行い、事実確認、養護者の負担軽減、高齢者を一時的に保護するため施設入所させる等、必要な措置をします。本人や養護者自ら通報する事もできますので、必要な場合は躊躇せず

に通報してください。

と思われる高齢者を発見した者は市町村に通報する努力義務があり、生命又は身体に危険が生じている場合は、市町村へ通報する義務があるとされています。尚、通報の際は虐待と思えばよいことになっており事実確認は

遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>